

原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について

令和2年10月7日
原子力規制庁

1. 申請状況及び設置変更許可等の処分の状況

- (1) 本体施設の設置変更許可申請等は、これまでに16発電所27プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙1のとおり。
- (2) 特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請等は、これまでに11発電所18プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙2のとおり。
- (3) 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置変更許可申請等は、これまでに10発電所16プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙3のとおり。

2. 審査進捗状況表

- (1) 本体施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は別冊1のとおり。
- (2) 特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は別冊2のとおり。

以上

新規制基準適合性に係る申請及び処分の状況

令和 2 年 10 月 6 日現在

申請者	対象発電炉(号炉)	炉型	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
北海道電力	泊発電所 (1・2号炉)	PWR	平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		
北海道電力	泊発電所 (3号炉)	PWR	平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 5 月 24 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 8 月 25 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 9 月 1 日	3号炉： 平成 30 年 4 月 10 日 4号炉： 平成 30 年 6 月 5 日
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 2 月 12 日	平成 25 年 7 月 8 日	3号炉： 平成 27 年 8 月 4 日 4号炉： 平成 27 年 10 月 9 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 10 月 9 日	3号炉： 平成 28 年 2 月 26 日 4号炉： 平成 29 年 6 月 16 日
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 7 月 15 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 28 年 3 月 23 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 28 年 4 月 19 日	平成 28 年 9 月 7 日
九州電力	川内原子力発電所 (1・2号炉)	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 26 年 9 月 10 日	平成 25 年 7 月 8 日	1号炉： 平成 27 年 3 月 18 日 2号炉： 平成 27 年 5 月 22 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 5 月 27 日	1号炉 平成 27 年 9 月 10 日 2号炉： 平成 27 年 11 月 17 日
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	PWR	平成 25 年 7 月 12 日	平成 29 年 1 月 18 日	平成 25 年 7 月 12 日	3号炉： 平成 29 年 8 月 25 日 4号炉： 平成 29 年 9 月 14 日	平成 25 年 7 月 12 日	平成 29 年 9 月 14 日	3号炉： 平成 30 年 5 月 16 日 4号炉： 平成 30 年 7 月 19 日
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所 (6・7号炉)	BWR	平成 25 年 9 月 27 日	平成 29 年 12 月 27 日	平成 25 年 9 月 27 日		平成 25 年 9 月 27 日		
中国電力	島根原子力発電所 (2号炉)	BWR	平成 25 年 12 月 25 日		平成 25 年 12 月 25 日		平成 25 年 12 月 25 日		
東北電力	女川原子力発電所 (2号炉)	BWR	平成 25 年 12 月 27 日	令和 2 年 2 月 26 日	平成 25 年 12 月 27 日		平成 25 年 12 月 27 日		
中部電力	浜岡原子力発電所 (4号炉)	BWR	平成 26 年 2 月 14 日 平成 27 年 1 月 26 日 ^{※1}		平成 26 年 2 月 14 日		平成 26 年 2 月 14 日		
日本原子力発電	東海第二発電所 ^{※2}	BWR	平成 26 年 5 月 20 日	平成 30 年 9 月 26 日	平成 26 年 5 月 20 日	平成 30 年 10 月 18 日	平成 26 年 5 月 20 日		
東北電力	東通原子力発電所 (1号炉)	BWR	平成 26 年 6 月 10 日		平成 26 年 6 月 10 日		平成 26 年 6 月 10 日		
北陸電力	志賀原子力発電所	BWR	平成 26 年 8 月 12 日		平成 26 年 8 月 12 日		平成 26 年 8 月 12 日		

	(2号炉)								
電源開発	大間原子力発電所	BWR	平成 26 年 12 月 16 日		平成 26 年 12 月 16 日				
関西電力	美浜発電所 (3号炉) ※3	PWR	平成 27 年 3 月 17 日	平成 28 年 10 月 5 日	平成 27 年 11 月 26 日	平成 28 年 10 月 26 日	平成 27 年 3 月 17 日	令和 2 年 2 月 27 日	
関西電力	高浜発電所 (1・2(3・4)号炉) ※4	PWR	平成 27 年 3 月 17 日	平成 28 年 4 月 20 日	平成 27 年 7 月 3 日	平成 28 年 6 月 10 日	令和元年 7 月 31 日		
中部電力	浜岡原子力発電所(3号炉)	BWR	平成 27 年 6 月 16 日						
日本原子力発電	敦賀発電所 (2号炉)	PWR	平成 27 年 11 月 5 日				平成 27 年 11 月 5 日		
中国電力	島根原子力発電所 (3号炉)	BWR	平成 30 年 8 月 10 日						

※1 平成 26 年 2 月 14 日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書について、使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成 27 年 1 月 26 日付けで取下げ及び再申請がなされた。

※2 平成 29 年 11 月 24 日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成 30 年 11 月 7 日に認可した。

※3 平成 27 年 11 月 26 日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成 28 年 11 月 16 日に認可した。

※4 平成 27 年 4 月 30 日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成 28 年 6 月 20 日に認可した。

灰色：処分済

赤字：前回（令和 2 年 7 月 1 日）の報告時からの変更点

特定重大事故等対処施設に係る申請及び処分の状況

令和 2 年 10 月 6 日現在

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
東京電力	柏崎刈羽 原子力発電所 (6・7号炉) ※1		平成 26 年 12 月 15 日						
電源開発	大間 原子力発電所		平成 26 年 12 月 16 日						
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	3号機： 令和 2 年 8 月 3 日 4号機： 令和 2 年 10 月 8 日	平成 26 年 12 月 25 日	平成 28 年 9 月 21 日	平成 29 年 4 月 26 日	令和元年 8 月 7 日	令和 2 年 4 月 17 日		
九州電力	川内 原子力発電所 (1・2号炉)	1号機： 令和 2 年 3 月 17 日 2号機： 令和 2 年 5 月 21 日	平成 27 年 12 月 17 日	平成 29 年 4 月 5 日	1号機： (第 1 回) 平成 29 年 5 月 24 日 (第 2 回) 平成 29 年 8 月 8 日 (第 3 回) 平成 30 年 3 月 9 日 2号機： (第 1 回) 平成 29 年 7 月 10 日 (第 2 回) 平成 29 年 8 月 8 日 (第 3 回) 平成 30 年 3 月 9 日	1号機： (第 1 回) 平成 30 年 5 月 15 日 (第 2 回) 平成 30 年 7 月 26 日 (第 3 回) 平成 31 年 2 月 18 日 2号機： (第 1 回) 平成 30 年 8 月 10 日 (第 2 回) 平成 30 年 8 月 31 日 (第 3 回) 平成 31 年 4 月 12 日	令和元年 8 月 2 日	令和 2 年 3 月 25 日	
北海道電力	泊発電所 (3号炉)		平成 27 年 12 月 18 日						
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	令和 3 年 3 月 22 日	平成 28 年 1 月 14 日	平成 29 年 10 月 4 日	(第 1 回) 平成 29 年 12 月 7 日 (第 2 回) 平成 30 年 3 月 16 日 (第 3 回) 平成 30 年 5 月 11 日 (第 4 回) 平成 30 年 8 月 13 日 (第 5 回) 令和元年 7 月 11 日	(第 1 回) 平成 31 年 3 月 25 日 (第 2 回) 令和元年 12 月 24 日 (第 3 回) 令和 2 年 3 月 27 日 (第 4 回) 令和元年 10 月 10 日 (第 5 回) 令和 2 年 3 月 27 日			
中国電力	島根 原子力発電所 (2号炉)		平成 28 年 7 月 4 日						
関西電力	高浜発電所 (1・2(3・4)号 炉)	令和 3 年 6 月 9 日	平成 28 年 12 月 22 日	平成 30 年 3 月 7 日	(第 1 回) 平成 30 年 3 月 8 日 (第 2 回) 平成 30 年 11 月 16 日 (第 3 回) 平成 31 年 3 月 15 日 (第 4 回) 令和元年 5 月 31 日	(第 1 回) 平成 31 年 4 月 25 日 (第 2 回) 令和元年 9 月 13 日 (第 3 回) 令和元年 10 月 24 日 (第 4 回) 令和 2 年 2 月 20 日			

別紙2

九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	3号機： 令和4年8月24日 4号機： 令和4年9月13日	平成29年12月20日	平成31年4月3日	3号機： (第1回)令和元年5月16日 (第2回)令和元年9月19日 (第3回)令和2年1月17日 4号機： (第1回)令和元年6月18日 (第2回)令和元年9月19日 (第3回)令和2年1月17日	3号機： (第1回)令和元年11月28日 (第2回)令和2年3月4日 (第3回)令和2年8月26日 4号機： (第1回)令和元年11月28日 (第2回)令和2年3月4日 (第3回)令和2年8月26日			
関西電力	美浜発電所 (3号炉)	令和3年10月25日	平成30年4月20日	令和2年7月8日	令和2年7月10日				
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	令和4年8月24日	平成31年3月8日	令和2年2月26日	全2回分割申請 (第1回)令和2年3月6日 (第2回)令和2年8月26日				
日本原子力発電	東海第二発電所	令和5年10月17日	令和元年9月24日						

※1 令和元年10月24日付けの補正で、1号炉に係る申請が取り下げられた。

灰色：処分済

赤字：前回（令和2年7月1日）の報告時からの変更点

所内常設直流電源設備（3系統目）に係る申請及び処分の状況

令和2年10月6日現在

申請者	対象発電炉（号炉）	経過措置期間の満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		（参考） 使用前確認終了日 （使用前検査合格日）
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
電源開発	大間原子力発電所		平成26年12月16日						
北海道電力	泊発電所 （3号炉）		平成27年12月18日						
九州電力	川内原子力発電所 （1・2号炉）	1号機： 令和2年3月17日 2号機： 令和2年5月21日	平成28年3月25日	平成29年2月8日	平成29年7月10日	平成30年1月29日	令和元年11月22日	令和2年3月30日	
中国電力	島根 原子力発電所 （2号炉）		平成28年7月4日						
関西電力	高浜発電所 （3・4号炉）	3号機： 令和2年8月3日 4号機： 令和2年10月8日	平成29年3月17日	平成29年6月28日	令和元年8月22日	令和2年3月5日	令和2年4月17日		
四国電力	伊方発電所 （3号炉）	令和3年3月22日	平成29年11月15日	平成30年6月27日	平成31年2月27日	令和2年8月6日			
関西電力	高浜発電所 （1・2 （3・4）号炉）	令和3年6月9日	平成30年2月5日 令和元年6月14日 ^{※1}	令和元年9月25日	令和2年7月17日				
関西電力	美浜発電所 （3号炉）	令和3年10月25日	平成30年4月20日	令和2年7月8日					
関西電力	大飯発電所 （3・4号炉）	令和4年8月24日	平成31年3月8日	令和2年2月26日					
九州電力	玄海原子力発電所 （3・4号炉）	3号炉： 令和4年8月24日 4号炉： 令和4年9月13日	平成31年3月28日	令和元年12月25日	令和2年3月24日				
日本原子力発電	東海第二発電所	令和5年10月17日	令和元年9月24日						

※1 平成30年2月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請について、令和元年6月14日付けの補正において所内常設直流電源設備（3系統目）に係る内容が取り下げられ、同日付で再申請がなされた。

灰色：処分済

赤字：前回（令和2年7月1日）の報告時からの変更点

審査進捗状況表 (本体施設)

・ 北海道電力(株)泊発電所 3号炉	・ ・ ・ 8
・ 中国電力(株)島根原子力発電所 2号炉	・ ・ ・ 10
・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所 4号炉	・ ・ ・ 12
・ 東北電力(株)東通原子力発電所 1号炉	・ ・ ・ 14
・ 北陸電力(株)志賀原子力発電所 2号炉	・ ・ ・ 16
・ 電源開発(株)大間原子力発電所	・ ・ ・ 19
・ 日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号炉	・ ・ ・ 21

※北海道電力(株)泊発電所 1 / 2号炉、中国電力(株)島根原子力発電所 3号炉及び中部電力(株)浜岡原子力発電所 3号炉については、前回（令和2年7月1日第13回原子力規制委員会）報告時から記載事項に変更等がないため、省略する。

審査進捗状況表

北海道電力(株)泊発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和2年10月6日時点】

審査項目		ステータス※1	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2020/8/7	●事業者は、F-1断層と関連する小断層が変位を与えていない地層(上載地層)は33万年前より古いので、F-1断層は「将来活動する可能性のある断層等」ではないと主張している。令和2年9月に現地調査を実施し、開削調査箇所(南側)については、事業者が上載地層としている斜面堆積物(Ts3又はその下部のTs3(遷移部))の基底面より上位には小断層が延長せず、変位を及ぼしていないことを確認した。また、Ts3及びTs3(遷移部)は、層相の状況から盛土とは異なる自然環境下で形成された地層であること、また、約5m程度までは明確に分布することを確認した。ただし、Ts3及びTs3(遷移部)の年代が12~13万年前より古いと評価していることについては、その論拠となる観察事実、鉱物の分析結果等のデータの提示を求めた。また、開削調査箇所(北側)については、南側壁面において、事業者が上載地層としている河成堆積物(Tf2)は、海成堆積物(M3)に覆われて分布することから、12~13万年前より古い地層であること、また、小断層の変位量が2cm程度と小さいことに留意が必要であるものの、Tf2の基底面に段差がなく、小断層がTf2中には延長しないことを確認した。現地調査における指摘事項も含めて、F-1断層の活動性評価結果の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/7/28	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/12/25	
	震源を特定して策定する地震動	③	2017/7/28	●事業者は、積丹半島北西沖の断層による地震動評価について、海上音波探査による1測線に基づいて震源断層の位置を設定している。これに対し、海上音波探査から得られた情報は1地点の情報のみであるため、震源断層モデルの位置及び走向の設定に必要な情報が十分に得られていないことを踏まえて、設定し得る範囲を柔軟に想定するなど十分な不確かさを考慮して、地震動評価が安全側になるような観点で再度検討するよう求めている。震源断層モデルにおける各種パラメータ、断層走向等の不確かさ等の設定及び評価結果の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●敷地の地質・地質構造(F-1断層の活動性評価)の検討結果の影響を受けるため、事業者は敷地の地質・地質構造(F-1断層の活動性評価)の審査への対応を優先。
	震源を特定せず策定する地震動	④	2015/10/23	
	基準地震動	②	2016/2/5	●積丹半島北西沖の断層による地震動評価及び敷地の地質・地質構造(F-1断層の活動性評価)の検討後に、これらを踏まえた基準地震動の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	②	2017/3/10	●耐震重要施設等が設置された敷地に分布する埋立土について、地盤の液状化、揺すり込み沈下の評価及びそれらによる耐震重要施設への影響について確認していく。なお、論点については、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点の抽出をしていく必要がある。
津波(第5条)	地震による津波	③	2019/9/27	●事業者は、日本海東縁部に想定される地震による津波の評価について、最新の知見、先行する他の審査結果を反映した再評価を実施したと説明している。これに対し、説明内容が先行する他の審査において実施されている自主設備とする防潮堤や防波堤の損傷を考慮した場合の津波評価を実施していなかったため、津波波源モデルのパラメータ設定及び評価結果の妥当性も含めて自主設備とする防潮堤や防波堤の損傷を考慮した場合の津波評価について検討を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地震以外による津波	④	2015/8/21	
	基準津波	②	2016/2/5	●日本海東縁部及び積丹半島北西沖の断層による地震の津波の評価後に、これらを踏まえた基準津波の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	耐津波設計方針	②	2017/3/10	●埋立土の液状化、揺すり込み沈下の影響を考慮した防潮堤の構造成立性について確認していく。なお、論点については、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点の抽出をしていく必要がある。
竜巻(第6条)		④	2016/9/6	●地震・津波側の審査後、改めてプラント側への影響を確認
火山事象 (第6条)	火山事象	③	2016/2/5	●原子力発電所の火山影響評価ガイドの改正を踏まえた火山活動の可能性評価、洞爺カルデラ、ニセコ・雷電火山群等についての実効性のあるモニタリング手法について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●降下火砕物の層厚評価について、その根拠としている給源不明の火山灰層が、事業者の実施した敷地内断層の活動性評価に係る追加調査の結果、敷地内で見つからなかった。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●事業者は敷地の地質・地質構造(F-1断層の活動性評価)の審査への対応を優先。
	火山事象に対する設計方針	④	2014/1/28	
外部火災(第6条)		④	2014/3/4	
その他自然現象と人為事象(第6条)		④	2014/3/4	
不法な侵入(第7条)		④	—※2	
内部火災(第8条)		④	2014/3/4	
内部溢水(第9条)		④	2014/2/18	
誤操作の防止(第10条)		④	2014/2/18	
安全避難通路(第11条)		④	2013/11/19	
安全施設(第12条)		④	2014/9/2	
全交流電源喪失(第14条)		④	2014/1/28	
SFP(第16条、23条)		④	2014/2/4	
RCPB(第17条)		④	2013/9/12	
安全保護回路(第24条)		④	2013/11/19	
原子炉制御室(第26条)		④	2014/1/28	
監視設備(第31条)		④	2014/1/28	
保安電源(第33条)		④	2013/10/8	
緊急時対策所(第34条)		④	2016/9/6	
通信連絡設備(第35条)		④	2013/9/12	

※1 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

※2 他の審査項目の審査の中で併せて審査

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステータス ^{※1}	直近の審査会合	現時点における主な論点		
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	④	2016/9/6	●地震・津波側の審査後、改めてプラント側への影響を確認	
		Lv 1.5	④			
		停止時	④			
		地震	④			
		津波	④			
	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ		④			
	解析コード		④	2014/4/24		
	限界温度、限界圧力		④	2014/1/21		
	炉心	2次冷却系からの除熱機能喪失		④		2016/10/27
		全交流動力電源喪失		④		
		原子炉補機冷却機能喪失		④		
		原子炉格納容器の除熱機能喪失		④		
		原子炉停止機能喪失		④		
		ECCS注水機能喪失		④		
		ECCS再循環機能喪失		④		
	格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)		④			
	CV	過圧破損		④		2016/9/6
		過温破損		④		2016/10/27
		DCH		④		2014/2/4
FCI		④				
MCCI		④				
水素燃焼		④	2013/9/26			
SFP	想定事故1		④	2014/2/4		
	想定事故2		④			
停止時	崩壊熱除去機能喪失		④	2013/10/1		
	全交流動力電源喪失		④			
	原子炉冷却材の流出		④			
	反応度誤投入		④			
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	④	2016/9/6	
	1.1	44条	ATWS	④	2013/8/1	
	1.2	45条	高圧時冷却	④		
	1.3	46条	減圧	④		
	1.4	47条	低圧時冷却	④		
	1.5	48条	最終ヒートシンク	④		
	1.6	49条	CV冷却	④	— ^{※2}	
	1.7	50条	CV過圧破損防止	④	— ^{※2}	
	1.8	51条	CV下部注水	④	— ^{※2}	
	1.9	52条	CV水素対策	④	— ^{※2}	
	1.10	53条	RB水素対策	④	— ^{※2}	
	1.11	54条	SFP	④	— ^{※2}	
	1.12	55条	建屋外Ri抑制	④	— ^{※2}	
	1.13	56条	水源	④	— ^{※2}	
	1.14	57条	電源	④	— ^{※2}	
	1.15	58条	計装	④	— ^{※2}	
	1.16	59条	原子炉制御室	④	2016/10/27	
	1.17	60条	監視測定	④	2013/10/22	
	1.18	61条	緊急時対策所	④	2016/10/27	
1.19	62条	通信連絡	④	2013/9/12		
2		大規模損壊	④	2014/3/25		
共通	地質(第38条)		③	2020/8/7	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)		②	2017/7/28	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)		②	2019/9/27	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)		④	— ^{※2}	●地震・津波側の審査後、改めてプラント側への影響を確認	

※1 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

※2 他の審査項目の審査の中で併せて審査

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中国電力(株)島根原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和2年10月6日時点】

審査項目	ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2016/1/15	
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/9/29	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/3/6	
	震源を特定して策定する地震動	④	2017/12/1	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2014/6/27	
	基準地震動	④	2018/2/16	
	地盤・斜面の安定性	③	2020/6/19	●基礎地盤の安定性評価、及び周辺斜面(既審査済の防波壁擦り付け部地山を除く)の安定性評価について、評価を代表させる施設・斜面の選定の考え方、評価対象断面におけるすべり面の考え方、及び解析用物性値の根拠について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	耐震設計方針	③ → ④	2020/7/14	
津波(第5条)	地震による津波	④	2018/9/28	
	地震以外による津波	④	2018/9/28	
	基準津波	④	2019/9/13	
	耐津波設計方針	③	2020/9/3	●防波壁の設計方針について、津波防護の機能が十分に保持されるよう、補強を前提とした保守的な設計方針が示されたため、補強の成立性も含めた構造成立性について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●防波壁の構造成立性に影響するため、漂流物衝突荷重の設定方針について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
竜巻(第6条)	④	2020/6/16		
火山事象 (第6条)	火山事象	③	2020/9/18	●大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う降下火砕物のシミュレーション及び三瓶山の降下火砕物のシミュレーション並びに敷地周辺の降灰層厚を踏まえた敷地における降下火砕物の層厚の妥当性等について、引き続き確認していく。
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)	④	2020/6/16		
その他自然現象と人為事象(第6条)	③	2020/8/27	●竜巻発生時における横すべり対策について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
不法な侵入(第7条)	④	2019/2/5		
内部火災(第8条)	④	2020/6/16		
内部溢水(第9条)	④	2019/10/29		
誤操作の防止(第10条)	④	2019/6/27		
安全避難通路(第11条)	④	2019/2/5		
安全施設(第12条)	④	2020/6/16		
全交流電源喪失(第14条)	④	2019/6/27		
SFP(第16条、23条)	④	2020/6/16		
RCPB(第17条)	④	2019/2/5		
安全保護回路(第24条)	④	2019/11/30		
原子炉制御室(第26条)	③	2020/3/19	●先行プラントの対策と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。	
放射性廃棄物処理施設(第27条)	④	2019/7/25		
監視設備(第31条)	③	2020/2/6	●先行プラントの対策と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。	
保安電源(第33条)	④	2019/3/14		
緊急時対策所(第34条)	④	2020/3/5		
通信連絡設備(第35条)	④	2020/3/5		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第28～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステータス※	直近の審査会合	現時点における主な論点		
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	④	2020/6/9		
		Lv 1.5	④			
		停止時	④			
		地震	④			
		津波	④			
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス	④				
	解析コード	④	2015/10/15			
	限界温度、限界圧力	④	2019/12/10			
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	④	2020/6/9		
		高圧注水・減圧機能喪失	④			
		全交流動力電源喪失	④			
		崩壊熱除去機能喪失	④			
		原子炉停止機能喪失	④			
		LOCA時注水機能喪失	④			
		格納容器バイパス(ISLOCA)	④			
CV	過圧・過温破損	④	2020/4/28			
	DCH	④				
	FCI	④				
	MCCI	④				
	水素燃焼	④				
SFP	想定事故1	④				
	想定事故2	④				
停止時	崩壊熱除去機能喪失	④	2020/4/28			
	全交流動力電源喪失	④				
	原子炉冷却材の流出	④				
	反応度誤投入	④				
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	②⇒③	2020/7/21	●アクセスルート(土石流発生時の海水取水の判断基準等)等について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	1.1	44条	ATWS	④	2020/6/9	
	1.2	45条	高圧時冷却	④		
	1.3	46条	減圧	④		
	1.4	47条	低圧時冷却	④		
	1.5	48条	最終ヒートシンク	④		
	1.6	49条	CV冷却	④		
	1.7	50条	CV過圧破損防止	④	2020/6/30	
	1.8	51条	CV下部注水	④	2020/4/28	
	1.9	52条	CV水素対策	④		
	1.10	53条	RB水素対策	④	2020/6/30	
	1.11	54条	SFP	②⇒③	2020/8/28	●先行プラントの対策と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①⇒③	2020/8/28	●先行プラントの対策と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
	1.13	56条	水源	④	2020/6/9	
	1.14	57条	電源	④		
	1.15	58条	計装	④		
	1.16	59条	原子炉制御室	③	2020/6/30	●中央制御室の居住性(ブルーム通過時の換気空調系の運用)等について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	1.17	60条	監視測定	③	2020/6/30	●可搬型モニタリングポストの代替測定場所への設置判断基準について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	1.18	61条	緊急時対策所	④	2020/6/30	
1.19	62条	通信連絡	④	2020/6/30		
2		大規模損壊	①⇒③	2020/8/28	●先行プラントの対策と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。	
共通		地質(第38条)	④	2016/1/15		
		地震動(第38、39条)	②	2020/6/19	●地震動(第3、4条)を参照。	
		津波(第40条)	③	2020/5/26	●津波(第5条)を参照。	
		火災(第41条)	③⇒④	2020/3/26		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第28～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中部電力(株)浜岡原子力発電所4号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和2年10月6日時点】

審査項目		ステータス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2020/7/3	●各断層グループの形成要因、切断関係等から、規模が大きく連続性の良いEW系正断層(H断層系)による活動性評価により、すべての敷地内断層の活動性評価を代表させることが可能であることを確認した。 ●事業者はH断層系については、いずれのH断層であっても、その活動性評価の代表となり得る(すべてのH断層が同じ時期に活動したものであり、その活動性評価においてはどの断層で評価しても良い)と主張し、上載地層が存在するH-9断層で活動性評価を行うとしている。一方で、H断層系が形成された以降にも活動したことを否定できていない各H断層に存在する固結度の低い細粒物質部について、その組成、規模等について整理し、観察事実に基づいて活動時期を代表できるかどうかを説明するよう求めている。今後、事業者から説明を受け、内容をその評価内容について、引き続き確認していく。
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2018/8/3	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/2/13	
	震源を特定して策定する地震動	②	2020/7/31	●内陸地殻内地震、海洋プレート内地震及びプレート間地震の地震動評価(顕著な増幅なし)を踏まえた上で、敷地内に地震動の顕著な増幅が見られる領域における地震動評価結果(顕著な増幅あり)の妥当性について、観測記録に認められる敷地の地盤増幅特性を踏まえた説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	①	—	
	基準地震動	①	—	●免震構造等、長周期の地震応答が卓越する施設等について、基準地震動(長周期地震動)を別途策定する必要性の有無について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地盤・斜面の安定性	①	—	
	耐震設計方針	①	—	
津波(第5条)	地震による津波	②	2019/5/24	●事業者はプレート間地震による津波評価において、内閣府(2012)による波源モデルに基づき波源モデルを設定しているが、不確かさを考慮した波源モデルの設定においては、内閣府(2012)の設定しているライズタイム60sまで考慮したパラメータスタディを実施していない。これに対し、津波シミュレーションのパラメータスタディにおける各種パラメータの設定範囲に関する事業者の考え方と評価の妥当性について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●プレート間地震以外による地震の津波評価については、その評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地震以外による津波	③	2020/5/21	●事業者による火山現象の津波影響評価において、過去の噴火規模に関する情報が不足している海底火山による津波については、評価方針も含めてその影響評価について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	基準津波	①	—	●地震による津波及び地震以外の要因による津波の審査が概ね終了した後に、両者の組合せによる評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	耐津波設計方針	①	—	
竜巻(第6条)		②	2015/4/9	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
火山事象 (第6条)	火山事象	①	—	
	火山事象に対する設計方針	①	—	
外部火災(第6条)		②	2015/3/19	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
その他自然現象と人為事象(第6条)		②	2015/7/9	
不法な侵入(第7条)		①	—	
内部火災(第8条)		②	2015/8/6	
内部溢水(第9条)		②	2015/5/21	
誤操作の防止(第10条)		②	2015/6/2	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
安全避難通路(第11条)		②	2015/6/2	
安全施設(第12条)		②	2015/4/21	
全交流電源喪失(第14条)		①	—	
SFP(第16条、23条)		①	—	
RCPB(第17条)		②	2015/2/24	
安全保護回路(第24条)		②	2015/6/2	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
原子炉制御室(第26条)		②	2015/6/11	
監視設備(第31条)		②	2015/4/2	
保安電源(第33条)		①	—	
緊急時対策所(第34条)		②	2015/3/24	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
通信連絡設備(第35条)		②	2015/3/24	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステータス※	直近の審査会合	現時点における主な論点		
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	②	2015/7/2	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
		Lv 1.5	②			
		停止時	②			
		地震	②			
		津波	②			
	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ	②				
	解析コード	③	2015/10/15	●先行プラントの説明内容と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実確認等について確認していく。		
	限界温度、限界圧力	②	2015/3/3	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。		
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	②		2017/5/26	
		高圧注水・減圧機能喪失	②			
全交流動力電源喪失		②				
崩壊熱除去機能喪失		②				
原子炉停止機能喪失		②				
LOCA時注水機能喪失		②				
格納容器バイパス(ISLOCA)		②				
CV	過圧・過温破損	②	2016/9/15			
	DCH	②	2015/3/10			
	FCI	②				
	MCCI	②				
SFP	水素燃焼	②	2015/3/10			
	想定事故1	②	2015/3/17			
想定事故2	②					
停止時	崩壊熱除去機能喪失	②	2015/3/17			
	全交流動力電源喪失	②				
	原子炉冷却材の流出	②				
	反応度誤投入	②				
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	②	2015/7/23	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
	1.1	44条	ATWS	①	-	
	1.2	45条	高圧時冷却	①		
	1.3	46条	減圧	①		
	1.4	47条	低圧時冷却	①		
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
	1.6	49条	CV冷却	①		
	1.7	50条	CV過圧破損防止	②	2015/7/21	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
	1.8	51条	CV下部注水	①	-	
	1.9	52条	CV水素対策	①	-	
	1.10	53条	RB水素対策	②	2015/8/4	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
	1.11	54条	SFP	①	-	
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-	
	1.13	56条	水源	①	-	
	1.14	57条	電源	①	-	
	1.15	58条	計装	①	-	
	1.16	59条	原子炉制御室	②	2015/6/11	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
	1.17	60条	監視測定	②	2015/4/2	
	1.18	61条	緊急時対策所	②	2015/3/24	
	1.19	62条	通信連絡	②	2015/3/24	
2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)		③	2020/7/3	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)		①	2020/7/31	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)		②	2020/5/21	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)		①	-		

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

東北電力(株)東通原子力発電所1号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和2年10月6日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2018/5/18	
	敷地周辺の地質・地質構造	③⇒④	2020/10/2	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/10/2	
	震源を特定して策定する地震動	②	2020/10/2	●令和2年10月の審査会合において、プレート間地震の地震動評価について審議し、断層モデル手法に用いる経験的グリーン関数法に適用する要素地震の妥当性等について説明を求めた。今後、海洋プレート内地震及び内陸地殻内地震の地震動評価についても事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	①	—	
	基準地震動	①	—	
	地盤・斜面の安定性	①	—	
	耐震設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
津波(第5条)	地震による津波	②	2019/6/7	●事業者は、敷地に大きな影響を及ぼす津波波源として、プレート間地震に伴う津波である「十勝沖・根室沖から岩手県沖北部の運動型地震」を設定している。これに対し、その波源モデル設定の妥当性(パラメータ設定、不確かさの考慮)、及び近隣施設と同一の波源に対する波源モデル設定の考え方について説明を求めている。事業者から、これまでの説明に用いた波源モデルの位置付けを再検討したいとの意向があり、今後、その内容を確認していく。 ●内閣府が公表した、日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの地震・津波断層モデルの想定に係る津波評価について、今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	地震以外による津波	③	2016/8/26	●事業者の海底地すべりに伴う津波の検討において、日本海溝沿いやハワイ諸島付近の地すべり等を踏まえた評価が不足している。今後、事業者から説明を受け、これらの知見を反映した検討内容について確認していく。
	基準津波	①	—	
	耐津波設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
竜巻(第6条)		①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
火山事象 (第6条)	火山事象	①	—	
	火山事象に対する設計方針	①	—	
外部火災(第6条)		①	—	
その他自然現象と人為事象(第6条)		①	—	
不法な侵入(第7条)		①	—	
内部火災(第8条)		①	—	
内部溢水(第9条)		①	—	
誤操作の防止(第10条)		①	—	
安全避難通路(第11条)		①	—	
安全施設(第12条)		①	—	
全交流電源喪失(第14条)		①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
SFP(第16条、23条)		①	—	
RCPB(第17条)		①	—	
安全保護回路(第24条)		①	—	
原子炉制御室(第26条)		①	—	
監視設備(第31条)		①	—	
保安電源(第33条)		①	—	
緊急時対策所(第34条)		①	—	
通信連絡設備(第35条)		①	—	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点		
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-		
		Lv 1.5	①			
		停止時	①			
		地震	①			
		津波	①			
	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ		①			
	解析コード		①	-		
	限界温度、限界圧力		①	-		
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-		
		高圧注水・減圧機能喪失	①			
		全交流動力電源喪失	①			
		崩壊熱除去機能喪失	①			
		原子炉停止機能喪失	①			
		LOCA時注水機能喪失	①			
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①			
	CV	過圧・過温破損	①	-		
		DCH	①	-		
		FCI	①	-		
		MCCI	①	-		
		水素燃焼	①	-		
SFP	想定事故1	①	-			
	想定事故2	①	-			
停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-			
	全交流動力電源喪失	①	-			
	原子炉冷却材の流出	①	-			
	反応度誤投入	①	-			
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-	
	1.1	44条	ATWS	①	-	
	1.2	45条	高圧時冷却	①	-	
	1.3	46条	減圧	①	-	
	1.4	47条	低圧時冷却	①	-	
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①	-	
	1.6	49条	CV冷却	①	-	
	1.7	50条	CV過圧破損防止(FCVS)	①	-	
	1.8	51条	CV下部注水	①	-	
	1.9	52条	CV水素対策	①	-	
	1.10	53条	RB水素対策	①	-	
	1.11	54条	SFP	①	-	
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-	
	1.13	56条	水源	①	-	
	1.14	57条	電源	①	-	
	1.15	58条	計装	①	-	
	1.16	59条	原子炉制御室	①	-	
	1.17	60条	監視測定	①	-	
	1.18	61条	緊急時対策所	①	-	
	1.19	62条	通信連絡	①	-	
2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)			④	2020/10/2	
	地震動(第38、39条)			①	2020/10/2	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)			②	2019/6/7	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

●概要説明を聴取し、主要な論点を提示
先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

北陸電力(株)志賀原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和2年10月6日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	②	2020/10/2	<p>●令和2年10月の審査会合において、敷地内断層の活動性評価の対象として既に選定されている9本の断層に、海岸部の断層1本を新たに加えた合計10本の断層を評価対象とした選定結果の妥当性について確認した。</p> <p>●既に選定されている9本の断層については、事業者は、上載地層を用いた評価及び断層最新面と鉱物脈との交差関係により活動性評価を行う方針としていることから、上載地層の年代等の評価の妥当性、鉱物脈の形成環境・形成時期等の評価の妥当性について説明を求めている。令和2年7月の審査会合において、追加調査結果を踏まえた鉱物脈法又は上載地層法による評価結果について審議を行い、鉱物脈法を用いたデータが拡充されていることを確認した。これらのデータ拡充を受け、生成温度が低い鉱物脈の評価への適用性に関する追加説明、断層最新面と鉱物脈との交差関係が明確でない箇所の追加データの取得等を求めた。今後、新たに追加された活動性評価の対象断層も含めて、その活動性評価の妥当性について事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
	敷地周辺の地質・地質構造	②	2017/12/8	
地震動 (第3、4条)	地下構造	①	—	<p>●敷地内の断層の活動性評価に関連する敷地近傍及び能登半島の西岸の地形、地質・地質構造について審査中。海岸部の地殻変動地形と断層の関係性を踏まえ、震源として考慮する活断層の選定と活動性評価の妥当性について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
	震源を特定して策定する地震動	①	—	
	震源を特定せず策定する地震動	①	—	
	基準地震動	①	—	
	地盤・斜面の安定性	①	—	
	耐震設計方針	①	—	
津波(第5条)	地震による津波	①	—	<p>●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示</p>
	地震以外による津波	①	—	
	基準津波	①	—	
	耐津波設計方針	①	—	
竜巻(第6条)	①	—	<p>●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示</p>	
火山事象 (第6条)	火山事象	①	—	<p>●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示</p>
	火山事象に対する設計方針	①	—	
外部火災(第6条)	①	—		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	—		
不法な侵入(第7条)	①	—		
内部火災(第8条)	①	—		
内部溢水(第9条)	①	—		
誤操作の防止(第10条)	①	—		
安全避難通路(第11条)	①	—		
安全施設(第12条)	①	—		
全交流電源喪失(第14条)	①	—		
SFP(第16条、23条)	①	—		
RCPB(第17条)	①	—		
安全保護回路(第24条)	①	—		
原子炉制御室(第26条)	①	—		
監視設備(第31条)	①	—		
保安電源(第33条)	①	—		
緊急時対策所(第34条)	①	—		
通信連絡設備(第35条)	①	—		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-	
		Lv 1.5	①		
		停止時	①		
		地震	①		
		津波	①		
	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ		①		
	解析コード		①		-
	限界温度、限界圧力		①		-
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①		-
		高圧注水・減圧機能喪失	①		-
		全交流動力電源喪失	①		-
		崩壊熱除去機能喪失	①		-
		原子炉停止機能喪失	①		-
		LOCA時注水機能喪失	①		-
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①		-
	CV	過圧・過温破損	①		-
		DCH	①		-
		FCI	①		-
		MCCI	①		-
		水素燃焼	①		-
SFP	想定事故1	①	-		
	想定事故2	①	-		
停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-		
	全交流動力電源喪失	①	-		
	原子炉冷却材の流出	①	-		
	反応度誤投入	①	-		
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-
	1.1	44条	ATWS	①	-
	1.2	45条	高圧時冷却	①	-
	1.3	46条	減圧	①	-
	1.4	47条	低圧時冷却	①	-
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①	-
	1.6	49条	CV冷却	①	-
	1.7	50条	CV過圧破損防止	①	-
	1.8	51条	CV下部注水	①	-
	1.9	52条	CV水素対策	①	-
	1.10	53条	RB水素対策	①	-
	1.11	54条	SFP	①	-
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-
	1.13	56条	水源	①	-
	1.14	57条	電源	①	-
	1.15	58条	計装	①	-
	1.16	59条	原子炉制御室	①	-
	1.17	60条	監視測定	①	-
	1.18	61条	緊急時対策所	①	-
	1.19	62条	通信連絡	①	-
2		大規模損壊	①	-	
共通	地質(第38条)		②	2020/10/2	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。
	地震動(第38、39条)		①	-	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)		①	-	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

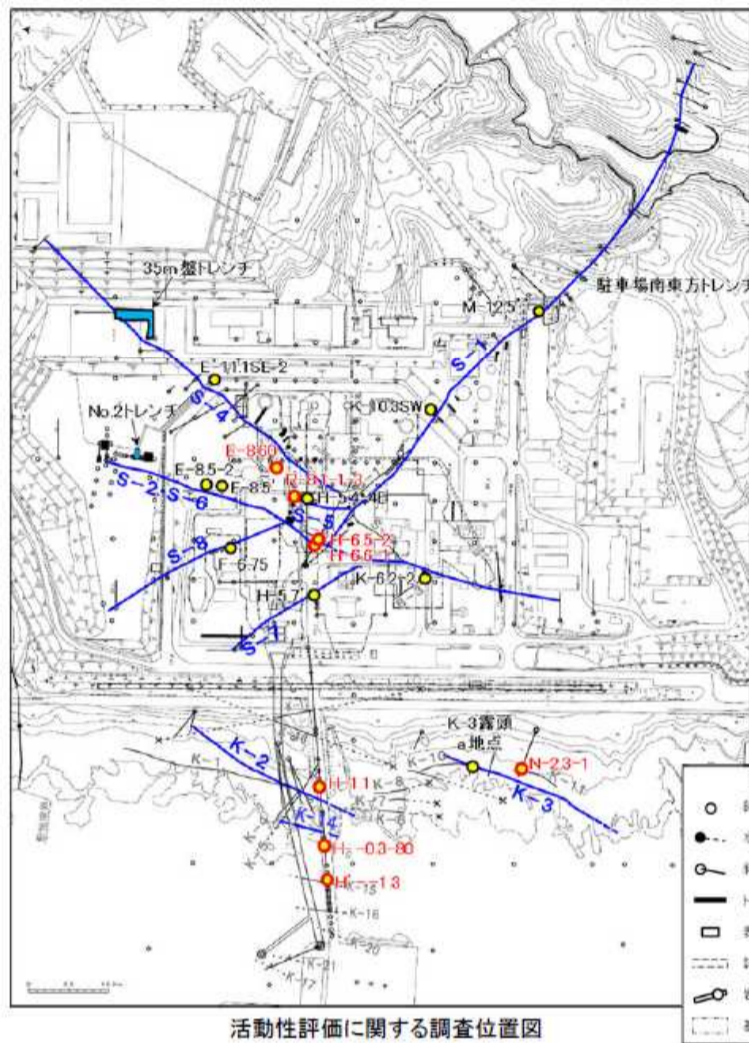
※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

1. 北陸電力(株) 志賀原子力発電所2号炉の敷地(陸域・海岸部)の評価対象断層の活動性評価について

敷地(陸域・海岸部)の評価対象断層の活動性評価

- 約12~13万年前以前の地層が確認できたS-1, S-2・S-6, S-4について, 上載地層法による評価を実施した。
- 変質鉱物の生成年代に関する詳細な検討を行い, 少なくとも後期更新世以降に生成されたものではないと評価した変質鉱物(イライト/スメクタイト混合層, オパールCT※1, フィリップサイト※1)及び碎屑岩脈を用いて, 全ての評価対象断層に対して, 鉱物脈法等による評価を実施した。

※1:今回, 新たにオパールCT, フィリップサイトを用いて鉱物脈法等による評価を実施した。



各断層の活動性評価に関する評価地点

赤字:第788回審査会合以降の追加箇所

評価対象断層	上載地層法		鉱物脈法等 ()は, 評価に用いた変質鉱物等	
	1地点	上載地層法	4地点	鉱物脈法等
S-1	1地点	駐車場南東方トレンチ	4地点	H-6.5-2孔(イライト/スメクタイト混合層) H-6.6-1孔(イライト/スメクタイト混合層) K-10.3SW孔(イライト/スメクタイト混合層) M-12.5"孔(碎屑岩脈)
S-2・S-6	1地点	No.2トレンチ	3地点	K-6.2-2孔(イライト/スメクタイト混合層) F-8.5'孔(イライト/スメクタイト混合層) E-8.5-2孔(イライト/スメクタイト混合層)
S-4	1地点	35m盤トレンチ	2地点	E-8.60孔(イライト/スメクタイト混合層) E-11.1SE-2孔(イライト/スメクタイト混合層)
S-5	—	—	2地点	H-5.4-4E孔※2 R-8.1-1-3孔(イライト/スメクタイト混合層)
S-7	—	—	1地点	H-5.7'孔(イライト/スメクタイト混合層)
S-8	—	—	1地点	F-6.75孔(イライト/スメクタイト混合層)
K-2	—	—	1地点	H-1.1孔(オパールCT)
K-3	—	—	2地点	N-2.3-1孔※2 K-3露頭 a地点※2
K-14	—	—	2地点	H'-1.3孔(フィリップサイト) H--0.3-80孔(イライト/スメクタイト混合層)

※2:固結した破砕部形成以降活動なし

*第902回会合(R2.10.2)では, 更に1断層(K-18)を加えて活動性評価を行う方針を確認

出典:第875回原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合

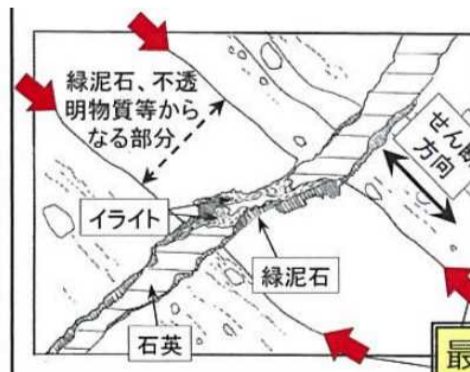
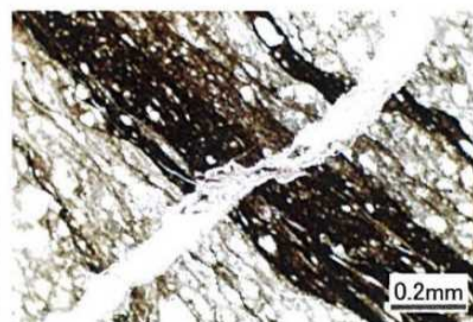
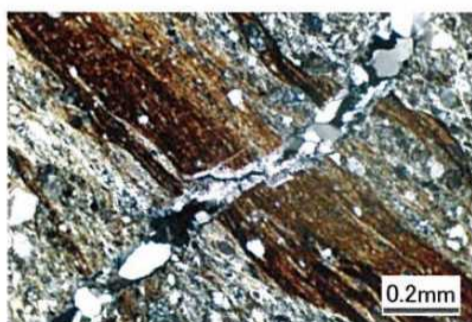
北陸電力(株)志賀原子力発電所2号炉の敷地の地質・地質構造について 資料1 (<https://www2.nsr.go.jp/data/000317520.pdf>)から抜粋, 一部追記

2. 敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(2013年6月)4.1.2.3 地質調査〔解説〕(5)

「断層の活動性評価に対し, 断層活動に関連した微細なずれの方向(正断層、逆断層、右横ずれ断層、左横ずれ断層等)や**鉱物脈又は貫入岩等との接触関係を解析することが有効な場合がある**」

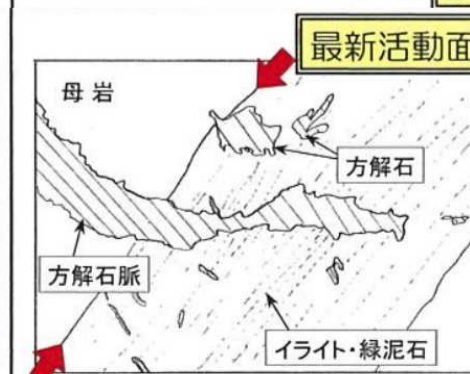
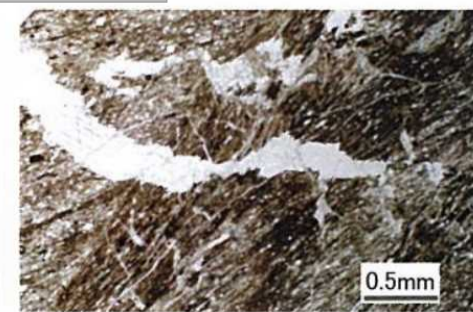
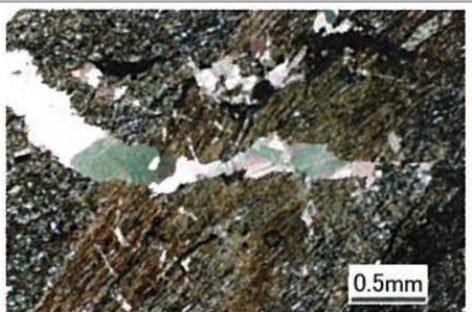
3. 断層の最新面と鉱物脈との接触関係による活動性評価事例(川内原子力発電所)

事例①:断層の最新活動面を切る石英脈



最新活動面を切って石英、緑泥石、イライトからなる鉱物脈が晶出する。

事例②:断層の最新活動面を切る方解石脈



最新活動面を切って方解石脈がくさび状に晶出する。
最新活動面と同方向のせん断構造に沿ってイライト、緑泥石が晶出する。

出典:第95回原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合

九州電力(株)川内原子力発電所敷地内の断層評価について

資料2-1 (<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000035510.pdf>)から抜粋, 一部追記

注: 鉱物脈又は貫入岩等との接触関係の解析は, 高浜発電所、伊方発電所、美浜発電所及び女川原子力発電所の審査における敷地内断層の活動性評価でも活用された。

審査進捗状況表

電源開発(株)大間原子力発電所設置変更許可申請^{※1}(本体施設)に係る審査状況【令和2年10月6日時点】

審査項目		ステータス ^{※2}	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2020/8/28	●海域のdF断層系と陸域のdF断層系は、走向及び変位センスの観点から同一の断層系に分類されること、また重要施設の基礎地盤には分布していないことを確認した。dF断層系の中で鉛直変位量が最大のdF-a断層を代表として評価した結果、鮮新世の大畑層の基底面に変位・変形を与えていないことから、dF断層系は「震源として考慮する活断層」には該当しないことを確認した。 ●事業者が後期更新世以降に強風化した岩盤の膨張によって生じたとしている変状については、形成要因(プロセス)の具体的なエビデンスの提示を指示するとともに、それらの妥当性について更なる説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	敷地周辺の地質・地質構造	③	2020/7/3	●令和元年6月の審査会合において、事業者から、敷地及び敷地周辺で確認されるsF-1断層の活動性評価について、反射法地震探査の結果により、地下深部への連続性が認められず、「震源として考慮する活断層」には該当しないとの説明があった。これに対して、このような一定の規模を有する断層が深度200m程度で無くなることについて疑問があり、更なる検討を指示したところ、令和2年4月の審査会合において、事業者から、鉱物脈法を用いた説明がなされ、鉱物(フリブサイト)が当該断層を横断しており、当該鉱物が貫入した時期は後期更新世より十分に古いとの説明があった。これに対して、評価に用いた鉱物は低温環境で生成されるものであり、その貫入時期については不確定要素があるとして、sF-1断層の活動性評価については、改めて総合的に整理するよう求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●令和2年7月の審査会合において、敷地周辺で確認される「下北半島西部の隆起」を説明するために事業者が仮想的に設定した「震源として考慮する隆起再現断層」について、「下北半島西部の隆起」の範囲を定めた根拠となる海成段丘面の高度分布データの拡充、及び仮想的な隆起再現断層の領域設定の根拠となっている「F-14断層に隣接する背斜・向斜」の考え方について、改めて検討するよう求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
地震動 (第3、4条)	地下構造	③	2020/1/17	●敷地の地下構造は概ね水平成層構造としていることの妥当性、敷地周辺の地震観測記録に基づく地震波の到来方向別の増幅特性の検討、解放基盤表面の設定の考え方等について説明がなされた。これに対して、以下の点について説明するよう指摘した。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ・Vs=700m/sに満たない深度に解放基盤表面を設定していることの妥当性 ・浅部及び深部の地震計記録で、特定周期(0.5秒～1秒)における浅部と深部の応答スペクトル比が2倍程度となることとの理由 ・設定した解放基盤表面の深さと地震動特性を評価する深さ(解放基盤表面相当)が異なることの妥当性
	震源を特定して策定する地震動	①	—	
	震源を特定せず策定する地震動	①	—	
	基準地震動	①	—	
	地盤・斜面の安定性	①	—	
	耐震設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
津波(第5条)	地震による津波	③	2020/6/19	●「日本海東縁部に想定される地震に伴う津波」の敷地への影響を評価するにあたり、当該津波設定時の各種パラメータ(防潮堤の有無等)が評価結果にどのように影響するかについての検討が不十分であったため、更なる検討を指示した。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●内閣府が公表した、日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの地震・津波断層モデルの想定に係る津波評価について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地震以外による津波	④	2018/6/8	
	基準津波	①	—	
	耐津波設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
竜巻(第6条)	①	—		
火山事象 (第6条)	火山事象	①	—	
	火山事象に対する設計方針	①	—	
外部火災(第6条)	①	—		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	—		
不法な侵入(第7条)	①	—		
内部火災(第8条)	①	—		
内部溢水(第9条)	①	—		
誤操作の防止(第10条)	①	—		
安全避難通路(第11条)	①	—		
安全施設(第12条)	①	—		
全交流電源喪失(第14条)	①	—		
SFP(第16条、23条)	①	—		
RCPB(第17条)	①	—		
安全保護回路(第24条)	①	—		
原子炉制御室(第26条)	①	—		
監視設備(第31条)	①	—		
保安電源(第33条)	①	—		
緊急時対策所(第34条)	①	—		
通信連絡設備(第35条)	①	—		

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設をあわせて申請)
 ※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス※2	直近の審査会合	現時点における主な論点		
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-		
		Lv 1.5	①			
		停止時	①			
		地震	①			
		津波	①			
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①			
	解析コード		①		-	
	限界温度、限界圧力		①		-	
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①		-	
		高圧注水・減圧機能喪失	①			
		全交流動力電源喪失	①			
		崩壊熱除去機能喪失	①			
		原子炉停止機能喪失	①			
		LOCA時注水機能喪失	①			
		格納容器バイパス (ISLOCA)	①			
	CV	過圧・過温破損	①		-	
		DCH	①		-	
		FCI	①			
		MCCI	①			
		水素燃焼	①			
SFP	想定事故1	①	-			
	想定事故2	①	-			
停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-			
	全交流動力電源喪失	①				
	原子炉冷却材の流出	①				
	反応度誤投入	①				
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-	
	1.1	44条	ATWS	①	-	
	1.2	45条	高圧時冷却	①		
	1.3	46条	減圧	①		
	1.4	47条	低圧時冷却	①		
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
	1.6	49条	CV冷却	①		-
	1.7	50条	CV過圧破損防止	①		-
	1.8	51条	CV下部注水	①		-
	1.9	52条	CV水素対策	①		-
	1.10	53条	RB水素対策	①		-
	1.11	54条	SFP	①		-
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①		-
	1.13	56条	水源	①		-
	1.14	57条	電源	①		-
	1.15	58条	計装	①		-
	1.16	59条	原子炉制御室	①		-
	1.17	60条	監視測定	①		-
	1.18	61条	緊急時対策所	①		-
	1.19	62条	通信連絡	①		-
2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)		③	2020/8/28	●地質(第3、4条)を参照。	
	地震動(第38、39条)		①	-	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)		②	2020/6/19	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設を合わせて申請)

※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

日本原子力発電(株)敦賀原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和2年10月6日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	②	2020/6/4	●K断層の重要施設直下への連続性の評価に係る審査の過程において、評価の妥当性を確認するためのボーリング柱状図の記載が説明がなく削除・変更されていることが確認された。これに対して、ボーリング柱状図の元データを提出し、これまでの柱状図の変遷を整理した上で、資料の削除・変更を行った経緯、その考え方と今後改めるべき点について説明を求めた。令和2年6月の審査会合において、事業者から、ボーリング柱状図の元データとなる調査会社による調査報告書とともに、柱状図変更の経緯、変遷等を含めて説明があった。これに対して、調査会社が作成した申請書の元データの存否を調査会社にも確認の上明らかにし、資料提出を行うこと、調査会社の調査報告書から申請書に反映すべきデータを事業者として明確にし、それをもとにどのような書き換えがあったのかを報告し直すこと、データ書き換えの不適合管理に係る要因分析等が不足しているため、更に深掘りして検討を行うことなどを求めている。令和2年9月24日に、これらの指示に対する資料が事業者から提出されたので、今後、事業者から説明を受けた上で、審査を進めるかどうかについて判断していく。
	敷地周辺の地質・地質構造	①	-	
地震動 (第3、4条)	地下構造	①	-	
	震源を特定して策定する地震動	②	2019/12/13	●事業者は浦底断層による地震動評価について、不確かさに加えて十分な余裕を確保するとしているが、既許可サイトと同様の項目かつ、同様のレベル観の不確かさが考慮していない。これに対して、浦底断層から200m程度の位置に重要施設が建設されているという特殊性から、更に踏み込んだ検討を行うことも考えるよう求めている。震源断層モデルの設定、不確かさとして考慮するパラメータの設定も含めて震源極近傍の地震動評価としてどのような保守性まで見込むのかについて、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	①	-	
	基準地震動	①	-	
	地盤・斜面の安定性	①	-	●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議
	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
津波(第5条)	地震による津波	①	-	
	地震以外による津波	①	-	●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議
	基準津波	①	-	
	耐津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
竜巻(第6条)	①	-		
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)	①	-		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-		
不法な侵入(第7条)	①	-		
内部火災(第8条)	①	-		
内部溢水(第9条)	①	-		
誤操作の防止(第10条)	①	-		
安全避難通路(第11条)	①	-		
安全施設(第12条)	①	-		
全交流電源喪失(第14条)	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
SFP(第16条、23条)	①	-		
RCPB(第17条)	①	-		
安全保護回路(第24条)	①	-		
原子炉制御室(第26条)	①	-		
監視設備(第31条)	①	-		
保安電源(第33条)	①	-		
緊急時対策所(第34条)	①	-		
通信連絡設備(第35条)	①	-		

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-	
		Lv 1.5	①		
		停止時	①		
		地震	①		
		津波	①		
	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ	①			
	解析コード	①	-		
	限界温度、限界圧力	①	-		
	炉心	2次冷却系からの除熱機能喪失	①	-	
		全交流動力電源喪失	①		
		原子炉補機冷却機能喪失	①		
		原子炉格納容器の除熱機能喪失	①		
		原子炉停止機能喪失	①		
		ECCS注水機能喪失	①		
		ECCS再循環機能喪失	①		
	格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)	①			
	CV	過圧破損	①	-	
		過温破損	①	-	
		DCH	①		
		FCI	①	-	
MCCI		①			
水素燃焼		①	-		
SFP	想定事故1	①	-		
	想定事故2	①	-		
停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-		
	全交流動力電源喪失	①			
	原子炉冷却材の流出	①			
	反応度誤投入	①			
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-
	1.1	44条	ATWS	①	
	1.2	45条	高圧時冷却	①	
	1.3	46条	減圧	①	-
	1.4	47条	低圧時冷却	①	
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①	
	1.6	49条	CV冷却	①	-
	1.7	50条	CV過圧破損防止	①	-
	1.8	51条	CV下部注水	①	-
	1.9	52条	CV水素対策	①	-
	1.10	53条	RB水素対策	①	-
	1.11	54条	SFP	①	-
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-
	1.13	56条	水源	①	-
	1.14	57条	電源	①	-
	1.15	58条	計装	①	-
	1.16	59条	原子炉制御室	①	-
	1.17	60条	監視測定	①	-
	1.18	61条	緊急時対策所	①	-
	1.19	62条	通信連絡	①	-
2		大規模損壊	①	-	
共通	地質(第38条)		②	2020/6/4	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。
	地震動(第38、39条)		①	2019/12/13	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)		①	-	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

審査進捗状況表 (特定重大事故等対処施設)

- ・ 日本原子力発電(株)東海第二発電所 . . . 24
- ・ 東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所 6, 7号炉 . . . 25

※電源開発(株)大間原子力発電所、北海道電力(株)泊発電所 3号炉及び中国電力(株)島根原子力発電所 2号炉については、前回（令和2年7月1日第13回原子力規制委員会）報告時から記載事項に変更等がないため、省略する。

審査進捗状況表

日本原子力発電(株)東海第二原子力発電所設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和2年10月6日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点		
特定重大事故等対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	①	—	●特重施設の設置場所が概ね確定しないと審査できないため、敷地の全体配置に係る設計方針に関する審査が進捗した後に審査を開始する。	
	地震動 (第38、39条)	地盤・斜面の安定性	①	—		
		耐震設計方針	①	—		
	津波 (第40条)	基準津波	①	—		
		耐津波設計方針	①	—		
	火災 (第41条)		③	2020/1/9	●火災感知器を設置しない火災区域・火災区画があることから、当該区域・区画における仮置きを含めた可燃物の運用管理体制等について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)		③	2020/2/27	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。	
	特重施設 (第42条)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)		①⇒②	2020/8/3	●敷地の全体配置に係る設計方針等について説明を聴取した。引き続き、個々の施設の設計方針も含め確認していく。
		設備 (第2号)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	③	2020/2/27	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			炉内熔融炉心の冷却機能	③	2020/2/27	
			CV内熔融炉心の冷却機能	③	2020/2/27	
			CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	③	2020/2/27	
			CVの過圧破損防止機能	②	2020/1/23	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。引き続き、空気冷却方式の循環冷却設備による格納容器過圧破損防止機能等について確認していく。
			水素爆発によるCV破損防止機能	②	2020/8/25	●空気冷却方式の循環冷却設備を使用した場合の水素対策の成立性について確認していく。
			電源設備	③	2020/2/27	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
計装設備			①⇒③	2020/7/7	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。	
通信連絡設備			④	2020/2/27		
緊急時制御室	①⇒③	2020/7/7	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。			
使命期間(第3号)		①	—			
効果の評価(主に第2号)		①	—			
技術的能力	1.0	共通	①	—		
	2.2	準備操作	①	—		
		減圧	①	—		
		炉内熔融炉心冷却	①	—		
		CV内熔融炉心冷却	①	—		
		CV冷却・減圧	①	—		
		CV過圧破損防止	①	—		
		CV水素対策	①	—		
		サポート機能(電源)	③	2020/2/27	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。	
		サポート機能(計装)	①	—		
		サポート機能(通信連絡)	③	2020/2/27	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。	
		緊急時制御室	①	—		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和2年10月6日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点		
特定重大事故等対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	①⇒③	2020/7/31	●特定重大事故等対処施設設置位置付近に新たに確認された断層について、既許可施設との位置関係、既許可申請において評価した断層との切り合い関係及びその活動性を既許可申請において評価した主要な断層で代表させて評価できる根拠等について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
	地震動 (第38、39条)	地盤・斜面の安定性	①	-		
		耐震設計方針	①	-		
	津波 (第40条)	基準津波	①	-		
		耐津波設計方針	①	-		
	火災 (第41条)		③	2020/1/30	●固定式消火設備を設置しない火災区域・火災区画があることから、当該区域・区画に設置又は施設される機器やケーブル等を踏まえても火災時に煙の充満等により消火活動が困難とならないことについて説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)		③	2020/1/30	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。	
	特重施設 (第42条)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)		②	2020/9/10	●敷地の全体配置に係る設計方針等については概ね了承。引き続き、個々の施設の設計方針を確認していく。
		設備 (第2号)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	③	2020/6/25(書面)	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			炉内溶融炉心の冷却機能	③	2020/6/25(書面)	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			CV内溶融炉心の冷却機能	③	2020/6/25(書面)	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	③	2020/6/25(書面)	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			CVの過圧破損防止機能	②⇒③	2020/9/10	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			水素爆発によるCV破損防止機能	①⇒③	2020/9/10	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			電源設備	①⇒③	2020/8/4	●故意による大型航空機衝突の影響等を考慮しても、原子炉格納容器の破損を防止するための対策に必要な発電機容量を有する設計であるか説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
計装設備			①⇒③	2020/8/4	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。	
通信連絡設備			③	2020/6/25(書面)	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。	
緊急時制御室	①	-				
使命期間(第3号)		①	-			
効果の評価(主に第2号)		①	-			
技術的能力	1.0	共通	①	-		
	2.2	準備操作	①	-		
		減圧	①	-		
		炉内溶融炉心冷却	①	-		
		CV内溶融炉心冷却	①	-		
		CV冷却・減圧	①	-		
		CV過圧破損防止	①	-		
		CV水素対策	①	-		
		サポート機能(電源)	①	-		
		サポート機能(計装)	①	-		
		サポート機能(通信連絡)	①	-		
		緊急時制御室	①	-		

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

新規制基準適合性審査における主な審査状況(設置変更許可)

参考資料1

令和2年10月6日現在

		PWR				BWR																					
		泊1, 2	泊3	敦賀2	島根2	島根3	浜岡4	浜岡3	東通	志賀2	大間																
地震・津波	地質	敷地の地質・地質構造	審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)		審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)	審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)	審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)		おおむね審議済	審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)	審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)																
		敷地周辺の地質・地質構造	おおむね審議済				おおむね審議済		おおむね審議済	おおむね審議済	審議中	審議中															
	地震動	地下構造	おおむね審議済				審議中(浦底断層による地震動評価)	おおむね審議済	おおむね審議済		おおむね審議済	審議中(プレート間地震による地震動評価)	審議中	審議中													
		震源を特定して策定する地震動	審議中(積丹半島北西沖の断層による地震動評価)						審議中(顕著な増幅を考慮した地震動評価)		審議中(プレート間地震による地震動評価)																
		震源を特定せず策定する地震動	おおむね審議済						審議中		審議中																
		基準地震動	審議中(積丹半島北西沖の断層による地震動評価)						審議中		審議中																
	津波	地震による津波	審議中(日本海東縁部に想定される地震による津波の再評価、積丹半島北西沖の断層による津波評価)				※敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議	審議中(大山生竹テフラ及び三瓶浮布テフラの層厚の再評価)	審議中(プレート間地震による津波評価)		審議中	※敷地内破砕帯の活動性評価から審議	審議中	審議中													
		地震以外による津波	おおむね審議済						審議中		審議中			おおむね審議済													
		基準津波	審議中(日本海東縁部に想定される地震による津波の再評価、積丹半島北西沖の断層による津波評価)						審議中		審議中			審議中													
	地盤・斜面の安定性																										
火山事象		審議中(火山活動の可能性評価、降下火砕物の層厚の再評価)																									
プラント	耐震設計方針		審議中(防潮堤等に関する耐震設計方針)		おおむね審議済																						
	耐津波設計方針		審議中(防潮堤等に関する耐津波設計方針)		審議中																						
	DB	外部事象	竜巻に対する設計方針	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※泊3を優先して審査を実施中		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※島根2を優先して審査を実施中		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※浜岡4を優先して審査を実施中		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示													
			火山に対する設計方針																								
			外部火災に対する設計方針																								
			その他自然現象等に対する設計方針																								
		内部火災	おおむね審議済													審議中		審議中		審議中							
	内部溢水	おおむね審議済		審議中		審議中		一部着手(乾式貯蔵に係る設計を含む。)		審議中																	
	安全施設等	審議中		おおむね審議済		審議中		審議中		審議中		審議中															
	SA	有効性評価	炉心損傷防止	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※泊3を優先して審査を実施中		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※島根2を優先して審査を実施中		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※浜岡4を優先して審査を実施中		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示													
			格納容器破損防止																								
			使用済燃料貯蔵槽																								
			停止時																								
			シーケンス選定																								
		設備・手順	解析コード													おおむね審議済		審議中		審議中		審議中		審議中		審議中	
			停止失敗時未臨界確保													おおむね審議済		審議中		審議中		審議中		審議中		審議中	
			炉心冷却(高圧冷却、減圧、低圧冷却)													おおむね審議済		審議中		審議中		審議中		審議中		審議中	
			最終ヒートシンク													おおむね審議済		審議中		審議中		審議中		審議中		審議中	
			格納容器(冷却、過圧破損防止、下部注水)													おおむね審議済		審議中		審議中		一部着手(格納容器圧力逃がし装置)		審議中		審議中	
			水素対策(格納容器、原子炉建屋)													おおむね審議済		審議中		審議中		審議中		審議中		審議中	
使用済燃料貯蔵槽			おおむね審議済													審議中		審議中		審議中		審議中		審議中			
緊急時対策所			おおむね審議済													審議中		審議中		審議中		審議中		審議中			
その他(監視測定、通信連絡等)	おおむね審議済		審議中		審議中		審議中		審議中		審議中																
大規模損壊	おおむね審議済		審議中		審議中		審議中		審議中		審議中																
技術的能力																											
備考																											

注) おおむね審議済であっても、審査の過程で追加の課題が出てくることも有り得る。

空欄: 未審議のもの 一部着手: 一部の論点について議論を開始したもの(括弧書きは着手した論点) 審議中: 一通り審議を開始したもの(括弧書きは主要な論点)

設置変更許可申請以外の審査における主な課題とその審査の現状

参考資料2

【本体施設】

○設計及び工事の計画の認可

令和2年10月6日

	主な課題	審査の現状	備考
柏崎刈羽 6・7号	—	7号機については、令和2年8月25日の審査会合をもって議論は概ね収束したところである。令和2年9月25日にこれまでの議論を踏まえた補正が提出されたが、記載の不備があったことから、再度、補正がなされる予定である。6号機については、現在、設置変更許可を踏まえた補正がなされていない。	
女川 2号	—	新規制基準の設置変更許可を踏まえ、令和2年5月29日及び同年9月30日に基本設計方針等の本文や建屋の耐震評価等の一部について補正がなされており、審査を進めている。今後、同年11月にそれら以外の内容に関する補正が提出される見込みである。	

○保安規定変更認可

	主な課題	審査の現状	備考
柏崎刈羽 6・7号	—	令和2年9月17日の審査会合をもって、7項目に関する事項を含め議論は概ね収束し、令和2年9月23日の原子力規制委員会において、審査状況を報告した。今後、これまでの議論を踏まえた補正がなされれば、その内容を確認していく。	7項目に関する事項については、福島第一及び福島第二も同様に申請がなされており、柏崎刈羽における確認後に、当該事項に係る審査を進める。
高浜 1・2号	—	令和元年7月31日に申請がなされており、審査を進めている。津波に係る事項については、今後事業者から、別途審査中である津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係る設置変更許可の審査結果を踏まえた補正が提出された後、審査を進める。 なお、津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係る設置変更許可の審査については、令和2年8月27日の審査会合をもって議論は概ね収束したところである。現在、令和2年10月5日に提出された補正について、その内容を確認している。	

【特定重大事故等対処施設】
○設計及び工事の計画の認可

	主な課題	審査の現状	備考
大飯 3・4号	—	令和2年3月6日に第1回申請、令和2年8月26日に第2回申請があり、令和2年9月17日の審査会合において、引き続き、航空機衝突影響評価等に関し、評価条件・評価手法等の妥当性を確認している。	
美浜3号	—	令和2年7月10日に申請があり、令和2年9月10日の審査会合において、概要の説明を聴取したところ。引き続き、審査会合において航空機衝突影響評価等について確認していく。	

○保安規定変更認可

	主な課題	審査の現状	備考
高浜 3・4号	—	令和2年9月8日の審査会合をもって議論は概ね収束したところである。現在、令和2年9月17日に提出された補正内容を確認し、結果をとりまとめているところ。	

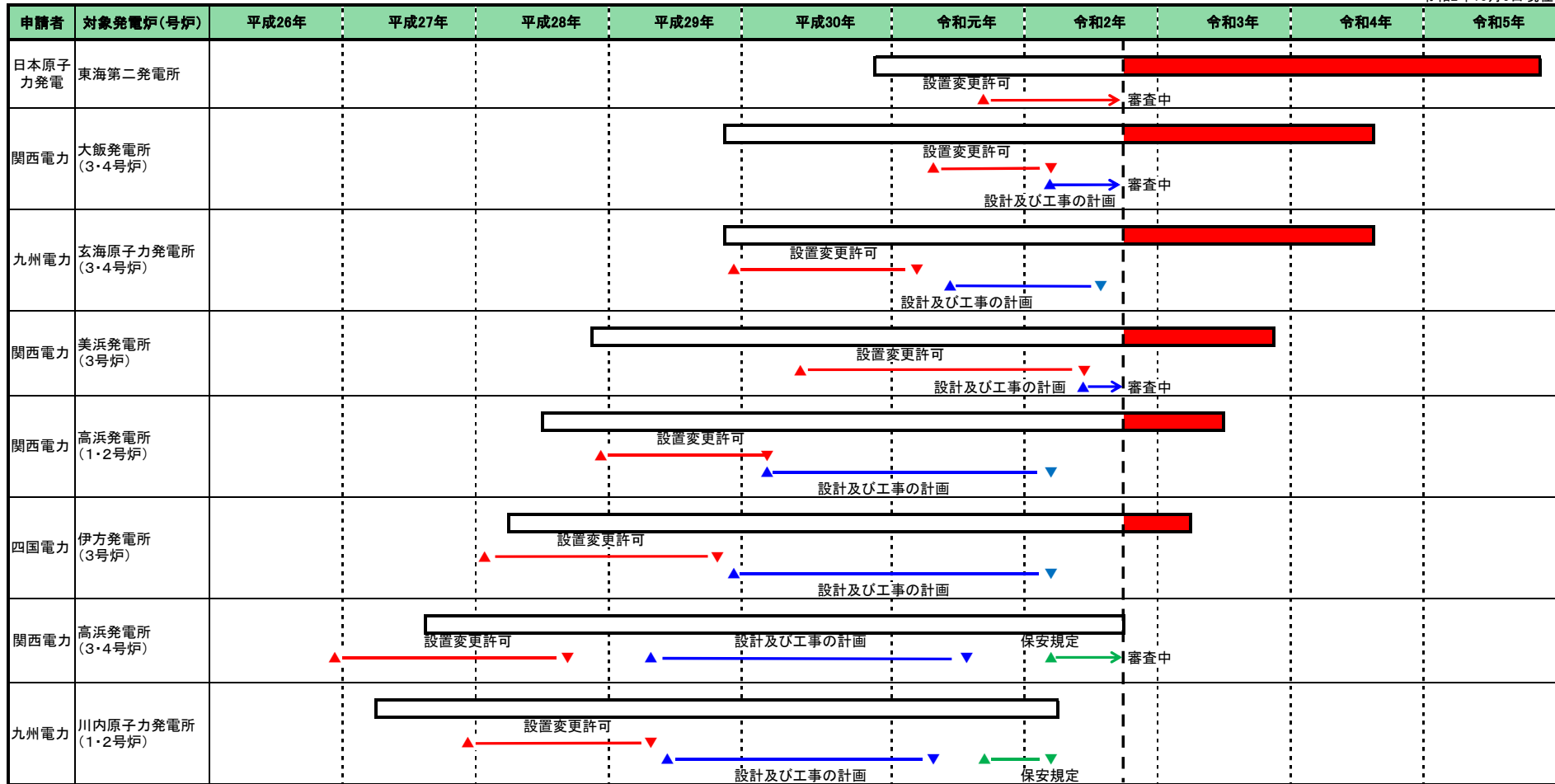
【廃止措置計画】

	主な課題	審査の現状	備考
伊方2号	—	廃止措置計画の審査については概ね議論が収束している。現在、乾式貯蔵施設の設置変更許可（令和2年9月16日）を踏まえ令和2年9月18日に提出された補正内容を確認し、結果をとりまとめているところ。	
福島第二 1～4号	—	令和2年5月29日に申請があり、令和2年7月2日の審査会合において、導入する予定としている使用済燃料貯蔵施設に係る計画等について説明を求め、同年10月1日の会合で説明を聴取したところ。引き続き、審査会合において廃止措置計画の内容について確認していく。	

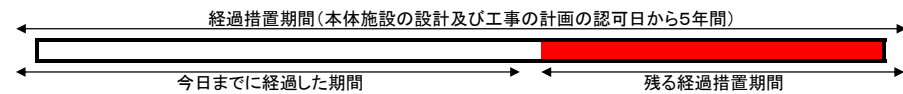
特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間

参考資料3

令和2年10月6日現在



凡例



- ▲ : 申請
- ▼ : 許可・認可